

## 中国における IT・ソフトウェアビジネスの法的諸問題 — 想定事例による検討 —

経済発展著しい中国におけるソフトウェア、クラウドサービスその他の IT 関連ビジネスの展開にあたっては様々な法的リスクが懸念されています。

当ソフトウェア情報センターは、法律専門家と企業実務担当者で構成される「中国における知的財産権問題等に関する検討委員会」（委員長：宮下佳之弁護士）により、中国法制度の現状と今後の展望、契約その他の取引上の実務的留意点、知的財産権の権利保護とその行使に伴う諸問題等について検討し、現在、その成果を報告書（Q&A 集）に取りまとめているところです。

本セミナーは、報告書で取り上げている主な論点について、下記のような具体的な取引の想定事例を基に、執筆を担当された方々によりディスカッションしていただきます。主な内容として、現地法人の設立手続、ハード／ソフトの輸入手続き、技術輸出入管理条例、ソフトの 3C 認証、ソフトの登記／著作権登記、インターネットを介した販売／サービス、ソフトウェアやコンテンツに関する知的財産の保護及びその実効性、再製造等中国に特有な問題、ソフト取引に関する税制、事業撤退に伴う労働問題／知財問題 等です。

皆様の奮ってのご参加をお待ちしております。

### ＜想定事例＞

日本企業である A は、同社の主力製品である電子機器 X を中国で販売することを計画している。

電子機器 X は、ユーザーの PC に USB、Bluetooth 又は無線 LAN 経由で接続して、電子機器 X に保存されたデータを、PC と同期する機能を実装しており、専用のデバイス・ドライバを格納した USB メモリが電子機器 X のパッケージに同梱されている。このデバイス・ドライバは、日本企業 A のホームページからダウンロードすることもできる。

電子機器 X は、アプリケーション・ソフトをインストールすることにより、機能拡張することもでき、電子機器 X には、幾つかのアプリケーション・ソフトがプレインストールされている。ユーザーは、追加のアプリケーションを、日本企業 A が開設した専用のウェブサイトから、ダウンロードしてインストールすることもできる。

上記デバイス・ドライバ及びアプリケーション・ソフトは、該当するエンドユーザー・ライセンス契約の条件に基づいて、各エンドユーザーに使用許諾されるものであり、使用許諾条項は、電子機器 X のパッケージ中に同梱されており、いわゆるシュリンクラップ契約方式で契約が成立するものとされており、さらに、インストールの際に、使用許諾条項がディスプレイ上に表示され、エンドユーザーが同意するボタンをクリックしないとインストールが完了しないように構成されている。

#### I. 輸出取引

A は、中国の大手流通企業 B と独占販売代理店契約を締結して、B を通じて、電子機器 X を中国市場で販売することを検討している。この場合、どのような手続きが必要となり、また、どのような点に留意すべきか。

#### II. 現地生産

電子機器 X の中国での販売は順調に拡大し、次第に供給が逼迫するようになった。そこで、A は、電子機器 X を中国で現地生産することを決定し、中国で急成長を続ける新興 IT 企業 C と提携して、合弁企業 D を設立して、合弁企業 D に技術供与を行うことにより、電子機器 X を製造・販売することにした。この場合、どのような手続きが必要となり、また、どのような点に留意すべきか。

#### III. 知財問題の発生

(1) 電子機器 X の現地生産の準備がほぼ整った頃、電子機器 X と競合する類似製品 Y が市場に出回るようになった。A が調査したところ、A と C とが提携して合弁事業を展開することに不満を感じてい

た B の従業員が、電子機器 X の技術仕様等を C のライバル企業である E に不正に開示して、E が類似製品 Y を開発できるようにしたらしいことが判明した。A は、どのような法的措置を講ずることができるのか。

(2) A が E に対して、法的措置を講じようとしたところ、E は、電子機器 X が、E の保有する専利権・商標権を侵害するものと主張して、提訴してきた。どのような対応策が考え得るか。

#### IV. 再製造問題の発生

A は、中国企業 F が、電子機器 X の中古品を購入して、これを修理して、F の商標を付して販売している事実を突き止めた。A は、F に対して、どのような措置を講ずることができるか。

#### V. 撤退

中国における人件費の高騰、円安による投資コストの上昇、中国国内での競争激化等の影響もあり、A は、D との合弁契約を解消して、現地生産を中止することを決断した。撤退のために、どのような点に留意して、どのような手続きを行う必要があるか。

■開催日：平成27年2月13日（金）13時～17時

■場 所：アイビーホール 3階「ナルド」（東京都渋谷区渋谷4-4-25）

電話 03(3409)8181、<http://ivyhall.jp/access.html>

■主 催：一般財団法人ソフトウェア情報センター

■講 師：[モデレーター]

宮下佳之氏 弁護士（西村あさひ法律事務所）

[パネリスト]

井上正則氏 東芝テック株式会社 商品・技術戦略企画部知的財産室室長

岩井久美子氏 弁護士（曾我法律事務所）

金子広行氏 公認会計士（曾我法律事務所）

後藤直樹氏 大日本印刷株式会社 知的財産本部グローバル知財推進室長

張翠萍（Cuiping Zhang）氏 中国弁護士（西村あさひ法律事務所）

藤田晋司氏 株式会社東芝 技術イノベーション部知的財産室 参事

藤本豪氏 弁護士（西村あさひ法律事務所）

#### ■プログラム：

13：00 開会

13：05 想定事例の説明

13：15 事例による検討

<15：00～15 休憩>

17：00 終了

※講師、内容（想定事例を含む）、時間等、急遽変更される場合があります。

■定 員：100名（定員になり次第締め切らせていただきます）

■料 金：SOFTIC 賛助会員 6,480円（消費税込み）

一 般 9,720円（消費税込み）

#### ■問合せ／申込先：

一般財団法人 ソフトウェア情報センター 中国セミナー担当

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 5-1-4 東都ビル

電話 03-3437-3071、<http://www.softic.or.jp>、Fax 03-3437-3398、電子メール 2014-5@softic.or.jp